

千葉市廃棄物処理施設の設置及び 維持管理に関する指導要綱集

令和 7 年 8 月 1 5 日

千葉市環境局資源循環部
産業廃棄物指導課

目

次

1. 千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱	----- 1
2. 廃棄物処理施設の立地等に関する基準	-----1 2
3. 廃棄物処理施設の構造に関する基準	----- 1 8
4. 廃棄物処理施設の維持管理に関する基準	----- 4 7
5. 環境調査指針	----- 7 1

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

昭和63年4月1日制定
 改正 平成7年5月1日
 平成9年12月1日
 平成10年6月17日
 平成22年4月1日
 平成23年4月1日
 令和元年7月1日
 令和4年4月1日
 令和7年8月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者等が廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、市が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 廃棄物の処理 廃棄物の埋立処分、中間処理（最終処分以外の処分をいう。）、積替・保管及び再生利用をいう。
- (5) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所及び産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所
 - (イ) 令第7条第14号イからハまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
 - イ 中間処理施設 一般廃棄物の処理施設及び産業廃棄物の処理施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 法第8条第1項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設
 - (イ) 令第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設
 - (ウ) 産業廃棄物の排出事業者に係る処理施設でア、ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)

及び(イ)に該当するものを除き、現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置する産業廃棄物の破碎施設であって、1日当りの処理能力が5トンを超えるもの（自走式破碎機を除く。）

(エ) 産業廃棄物処理業者の当該業に係る施設でア、ウ及びエに掲げるもの並びに(ア)及び(イ)に該当するものを除く処理施設

ウ 産業廃棄物の積替・保管施設 令第6条第1項第1号ハ及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及びニに規定する積替え又は保管を行う施設をいう。

エ 産業廃棄物の再生利用施設 産業廃棄物再生利用業者に係る積替・保管施設及び再生活用施設をいう。

(6) 設置等 次に掲げる事項をいう。

ア 廃棄物処理施設の設置

イ 廃棄物処理施設の主要な設備の変更又は処理能力の増加

ウ 廃棄物処理施設において取扱う廃棄物の種類の変更（種類の追加に限る。）

エ 廃棄物処理施設用地の拡大

オ 廃棄物処理施設の譲受け又は借受け

カ その他環境保全、災害防止のうえで支障を及ぼすおそれがあると市長が認める廃棄物処理施設の変更

(7) 事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 廃棄物の排出事業者

イ 廃棄物処理業者 法第7条第1項若しくは第6項若しくは法第7条の2第1項又は法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。

ウ 産業廃棄物再生利用業者 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理を行うに当っては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める諸基準を遵守しなければならない。

2 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民等の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定に当っては、市が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

4 事業者等は、廃棄物処理施設の設置等に当っては、地域住民等の理解を得るようにしなければならない。

5 事業者等（廃棄物処理業者に限る。）は、廃棄物処理施設の設置等の計画策定及び廃棄物の処理を行うに当っては、市域から排出される廃棄物の取扱いを優先するものとし、

市域以外の地域から排出される廃棄物の取扱いを抑制するよう努めなければならない。

- 6 事業者等又はその代行者等は、廃棄物処理施設の設置等に関し地域住民その他の関係者への強要、脅迫その他これらに類似する威嚇行為はしてはならない。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 事業者等は、次の各号に掲げる廃棄物処理施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。）の設置等を行おうとする場合には、法第8条第1項、法第9条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項、法第15条第1項、法第15条の2の6第1項、法第15条の4において準用する法第9条の5、規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の規定による許可若しくは指定の申請、法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は第19条第2項の規定による届出を行おうとする前に、あらかじめ、廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 廃棄物の排出事業者に係る最終処分場並びに中間処理施設（現に事業活動を営んでいる場所以外の場所に設置するものに限る。）
- (2) 廃棄物処理業者の当該業に係る最終処分場及び中間処理施設及び廃棄物の積替・保管施設
- (3) 産業廃棄物の再生利用施設

- 2 前項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には、次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

- (1) 環境調査報告書
- (2) 位置図（縮尺25、000分の1）
- (3) 付近の見取図（縮尺2、500分の1）
- (4) 廃棄物処理施設の設計概要図（平面図、立面図、側面図等）
- (5) 公図（写し）
- (6) 生活環境影響調査報告書（第2条第5号ア並びにイ（ア）及び（イ）に規定する廃棄物処理施設に係るものに限る。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項又は千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第39号）第2条第2項に規定する対象事業に該当する場合には、環境影響評価準備書又は環境影響評価書に替えることができる。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項各号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、市長が適当であると認める場合は、第1項の事前協議を省略することができる。

- (1) 既に製造施設等として設置され、おおむね5年以上の生産実績がある施設を利用し

て廃棄物を処理（再生活用を含む。以下同じ。）するとき

- (2) 廃棄物を排出する事業者が、当該廃棄物を自ら処理するために設置し、おおむね5年以上の処理実績がある処理施設等を利用して、他人の産業廃棄物を処理するとき
- (3) 土地区画整理事業等に伴い施設を移設するとき（当該事業区域地内での移設に限る。ただし、最終処分場を除く。）
- (4) 既に造成が完了している工業専用地域に設置等するとき
- (5) おおむね5年以上の処理実績がある同一事業場内の同一種類の処理施設の増設、更新又は変更であって、能力の増加が当該施設に係る事前協議時の50パーセント以内であるとき（変更によって新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設に該当する場合及び廃棄物処理施設用地を拡大する場合を除く。）
- (6) 生活環境への影響を改善する目的で行う施設の変更
- (7) 主要な施設の変更を伴わない施設の変更又は廃棄物の種類の変更（変更によって新たに令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合、新たに感染性産業廃棄物又は新たに有害産業廃棄物を追加する場合を除く。）
- (8) その他、既に事前協議と同等の手続きがなされていると市長が認める施設

4 事業者等は、前項の規定の適用を受けようとするときは、事前協議免除申出書（様式第2号）を市長に提出し、その計画内容を説明しなければならない。

5 事業者等は、第1項の規定により市長に提出する事前協議書等（様式第1号及び第2項各号に掲げる関係書類等をいう。以下同じ。）及び事前協議において、市長が別に定める立地等に関する基準（以下「立地基準」という。）、構造に関する基準（以下「構造基準」という。）及び維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）に適合するようにしなければならない。

6 市長は、事前協議書等の提出時において、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は廃棄物の処理に関し、改善命令、改善勧告等を受け、その改善を行わない者に係る事前協議については応じないものとする。

（現地調査）

第5条 環境局資源循環部産業廃棄物指導課長（以下「産業廃棄物指導課長」という。）は、第4条第1項の規定による事前協議書等を受理した後、必要に応じ現地調査を行うものとする。

（協議会の設置及び運営）

第6条 市に、廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、千葉市廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（協議会の審査）

第7条 産業廃棄物指導課長は、事前協議書等を協議会の審査に付するものとする。

- 2 協議会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、事業者等に対し説明を求めることができる。

(計画の審査指示等)

第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき事業者等に対し、廃棄物処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査指示を行うに当たり、生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、第1項の審査指示（廃棄物処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項に限る。）を行うときは、次の各号の一により定める事前協議書等の内容を周知することが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）を、併せて指示するものとする。

(1) 最終処分場の計画にあつては、計画区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下同じ。）

(2) 最終処分場以外の計画にあつては、計画区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

(関係機関等との調整)

第9条 事業者等は、審査指示事項を満足させるための関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(説明会の開催)

第10条 事業者等は、第8条第3項により市長が指示した関係地域に居住する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。

- 2 事業者等は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならない。

- 3 事業者等は、その責めに帰することのできない理由で説明会を開催することができない場合は、事前協議書等についてその内容を平易に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。

- 4 事業者等は、説明会の日程が終了したとき又はやむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合は、その実施状況について記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、前項の報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、事業者等に対し、再度説明会を開催することを指示することができる。

- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の指示に基づく説明会に準用する。

(関係地域住民との調整)

第11条 事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域住民（世帯

主) 3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民(世帯主) 3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときは、この限りでない。

2 前条及び前項の規定は、当該事業計画が次の各号の一に該当し、かつ、市長が適当と認める場合は省略することができる。

(1) 環境影響評価法第2条第4項又は千葉市環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象事業に該当するとき

(2) 建設汚泥の最終処分場の設置者が、当該処分場で処分するため当該処分場内に汚泥の脱水又は乾燥施設を設置するとき

(3) 新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条に規定する施設に該当する施設の変更であって、主要な施設の変更を伴わないとき

(審査指示事項調整済回答書)

第12条 事業者等は、第9条から前条第1項までの調整、協議等が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関等に照会し、その内容を確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認により第9条から前条第1項までの調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業者等に対し、当該事項について再度当該調整、協議等を行うことを指示するものとする。

4 第9条から第2項までの規定は、前項の規定による調整、協議等に準用する。

(事前協議の終了通知)

第13条 市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合には、事業者等及び関係機関等に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議の変更)

第14条 事業者等は、第4条第1項の規定により市長に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、変更に係る事前協議書等を市長に提出し、再度協議しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を市長に届け出ることによりこれに代えることができる。

2 第4条から前条までの規定は、前項の事前協議の変更に準用する。

(報告の徴収)

第15条 市長は、事業者等に対し、必要に応じ調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の取下げ及び有効期間)

第16条 事業者等は、事前協議を取り下げる場合には、事前協議取下書(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の報告を勘案し、当該事前協議の取下げを勧告できるものとする。

3 市長は、第8条第1項に基づく審査指示の日から起算して2年を経過した日において、第4条第1項の協議が終了していないときは、当該事前協議書等は取り下げられたものとみなす。ただし、環境影響評価法第2条第4項又は千葉市環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象事業に該当するとき又は市長がやむを得ないものと認めたときは、この限りでない。

(手続きの省略)

第17条 市長は、関係法令及び関係地域住民等との調整及び環境保全対策の内容等から適当と認める場合には、第7条から第12条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

第3章 施設の設置等

(構造基準の遵守)

第18条 事業者等は、廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理施設の構造について、構造基準を遵守しなければならない。

(設置に係る許可申請等)

第19条 事業者等のうち、その設置しようとする廃棄物処理施設について、法第8条第1項、法第9条第1項、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による許可を要するものは、第13条の規定による通知を受けた後に、当該許可の申請を行うものとする。

2 事業者等のうち、その設置しようとする廃棄物処理施設について、前項の許可を要しないもの(第4条第1項各号に規定するものに限る。)は、第13条の規定による通知を受けた後に、廃棄物処理施設設置届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(使用前検査)

第20条 事業者等は、廃棄物処理施設(令第5条第1項及び第2項並びに令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。)の設置等の工事が竣工したときは、工事完了報告書(様式第7号)により市長に届け出るとともに、その使用前検査を受けなければならない。

(工事完了確認通知)

第21条 市長は、法第8条の2第5項、法第15条の2第5項又は前条の規定による検査を行い、当該廃棄物処理施設が法第8条の2第1項第1号、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準又は構造基準に適合していると認められる場合には、事業者等にその旨通知するものとする。

2 事業者等は、前項の通知を受けた後でなければ、当該廃棄物処理施設を使用してはならない。

(処理業の許可の申請)

第22条 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第

1 項若しくは第6 項又は法第1 4 条の5 第1 項の規定による許可の申請又は規則第9 条第2 号若しくは規則第1 0 条の3 第2 号の規定による指定の申請を要するものは、前条第1 項の規定による通知を受けた後に、申請を行うものとする。

第4 章 維持管理

(維持管理基準の遵守)

第2 3 条 事業者等は、当該廃棄物処理施設の維持管理に当っては、維持管理基準を遵守しなければならない。

(維持管理状況の報告)

第2 4 条 事業者等は、当該廃棄物処理施設（令第5 条第1 項及び第2 項並びに令第7 条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）の維持管理の状況を毎日記録し、毎年1 月から3 月までの分を4 月1 0 日までに、4 月から6 月までの分を7 月1 0 日までに、7 月から9 月までの分を1 0 月1 0 日までに、1 0 月から1 2 月までの分を翌年の1 月1 0 日までに、廃棄物処理施設維持管理状況報告書（様式第8 号）により市長に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第2 5 条 事業者等は、廃棄物処理施設、保管施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに廃棄物処理施設事故報告書（様式第9 号）により市長にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、市長が事業者等に対し、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、事業者等はこれに従わなければならない。

3 市長は、前項の措置が完了するまでの間、当該廃棄物処理施設の操業の停止を指示することができる。

(廃止・休止・再開届出)

第2 6 条 事業者等は、廃棄物処理施設（令第5 条第1 項及び第2 項並びに令第7 条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）を廃止し若しくは休止し又は休止した当該廃棄物処理施設を再開したときは、廃棄物処理施設廃止、休止、再開届出書（様式第1 0 号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(廃止協議等)

第2 7 条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃棄物最終処分場廃止協議書（様式第1 1 号）により市長に協議し、承認を得なければならない。

第5 章 その他

(許可手続の中断等)

第2 8 条 市長は、事業者等が廃棄物の処理に関し、法及び他の関係法令に基づく改善命

令、改善勧告等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続きを中断することができる。

(台帳の整備)

第29条 市長は、第4条第1項の規定による事前協議について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第30条 書類等の提出先は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課とする。

(提出書類の部数)

第31条 第4条第1項、第2項若しくは第4項、第12条第1項又は第14条第1項に係る提出書類等は、産業廃棄物指導課長の指示する部数とする。

2 その他の提出書類等の部数は1部とする。

(委任)

第32条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(昭和63年4月1日施行。以下「改正前の要綱」という。)に基づきなされた事前協議の手続きその他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現に存する小規模自己処分場の設置者は、平成7年6月30日までに第20条の規定に準じて、市長に届出を行うものとする。

4 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条第1項の規定によってなされた事前協議書等に対しては、第10条及び第11条の規定は適用しない。

5 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第8条の規定に基づき審査指示を受けた廃棄物処理施設については、第16条第3項の規定について、同項中の「審査指示の日から起算して2年」を「この要綱の施行の日から2年」と読み替えて適用する。

6 立地基準、構造基準及び維持管理基準に関する経過措置については、各々の基準において定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされている埋立処分の用に供される場所については、第23条から第27条の規定を適用する。また、事業者等は当該処分場における廃棄物の埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、廃棄物埋立終了届出書（別記様式）により市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 立地基準、構造基準及び維持管理基準に関する経過措置については、各々の基準において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する要綱（平成9年12月1日環境局環境管理部長決裁）附則第2項中「様式第10号」を「別記様式」に改め、同要綱様式第10号中

「住所
氏名 印 を
電話番号 」

「住所
氏名 印 に、
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @ 」

「様式第2号の2」を「別記様式の2」に改め、同様式を別記様式とする。

- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱によりなされた事前協議については、なお、従前の例によるものとする。
- 4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

廃棄物処理施設の立地等に関する基準

昭和63年 4月 1日制定
平成 7年 5月 1日改正
平成 9年12月 1日改正
平成17年12月28日改正

第1 趣旨

この基準は、「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第5項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

第3 最終処分場

1 立地環境

（1）事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 最終処分場（次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

（ア）既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

（イ）指導要綱第4条第1項に基づく事前協議が提出されているもの

（ウ）市町村が計画中的もの

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離はおおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ウ 宅地の開発予定地（千葉市宅地開発指導要綱（昭和62年7月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

エ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

オ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

（2）次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まな

いこと。

- ア 自然公園特別地域
- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 都市計画法による住居及び商業の用に供する場所として定められている地域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他、市長が廃棄物最終処分場として不適当と認める場所

(4) 最終処分場までの使用道路の条件

- ア 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて車両の待避所が設けられること。
- イ その他、必要に応じて関係機関等の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地権利等

- ア 最終処分場予定の土地を使用する権利が得られ、かつ、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- イ 最終処分場予定の土地までの搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分場予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上はなれている場合を除く。）の土地所有者（農地の場合は耕作者を含む。）から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水（雨水、湧水等を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。）、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。ただし、放流水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の処理（補償及び賠償を含む。）を責任をもって行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

イ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発指導要綱（昭和62年7月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で未着工のもの）を含まないこと。

ウ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

ア 自然公園特別地域

- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域
- シ 石油コンビナート等特別防災区域のうち美浜区新港の区域。ただし、焼却施設に限る

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が建築物または第一種特定工作物に該当する場合にあっては市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- コ その他、市長が廃棄物の中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地として不適当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

- ア 幅員は運搬車両の通行に支障がなく、必要に応じて車両の待避所が設けられること。
- イ その他、必要に応じて関係機関等の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地権利原等について次の承諾が得られること。

- (1) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権利原が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られること。
- (2) 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について承諾が得られること。

- 3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等に必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第5 積替・保管施設

1 立地環境

- (1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

- ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。
- イ 宅地の開発予定地（千葉市宅地開発指導要綱（昭和62年7月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で未着工のもの）を含まないこと。
- ウ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

- (2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

- ア 自然公園特別地域
- イ 自然環境保全地域特別地区
- ウ 鳥獣特別保護区
- エ 緑地保全地域
- オ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- カ 風致地区
- キ 保安林、保安林予定森林
- ク 急傾斜地崩壊危険区域
- ケ 砂防指定林
- コ 地すべり防止区域
- サ 海岸保全区域

- (3) 次の場所を原則として含まないこと。

- ア 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- イ 郷土又は緑地環境保全地域
- ウ 鳥獣保護区
- エ 首都圏近郊緑地保全区域
- オ 特定植物群落
- カ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
- キ 当該施設が建築物に該当する場合にあっては市街化調整区域
- ク 文化財保護を図る必要のある場所
- ケ 優良農地として保全を図る必要のある場所

コ その他、市長が産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地として不適当と認める場所

(4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件

ア 幅員は運搬車両の通行に支障がなく、必要に応じて車両の待避所が設けられること。

イ その他、必要に応じて関係機関等の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地使用权原等について次の承諾が得られること。

(1) 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られること。

(2) 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について承諾が得られること。

3 その他、積替・保管施設の立地等に必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第6 施行期日及び経過措置

1 この基準は、平成17年12月28日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に事前協議中の廃棄物処理施設については、従前の規定による。

3 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、従前の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場（廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び市長が適当と認める場合を除く。

廃棄物処理施設の構造に関する基準

昭和63年 4月 1日制定
平成 7年 5月 1日改正
平成 9年12月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成25年 4月 1日改正
平成28年 3月15日改正
平成28年 9月15日改正
平成29年 4月 1日改正
令和 元年 7月 1日改正
令和 7年 8月 1日改正

第1 趣旨

この基準は、「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第5項の規定により、廃棄物処理施設の構造に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、以下「共同命令」という。）の例によるものとする。

第3 準用規格等

廃棄物処理施設の設計、施工に当っては次の規格等によるものとし、重複する場合はこの基準が優先する。

- (1) 日本産業規格
- (2) 土質工学会「土質調査法」、「土質試験法」
- (3) 日本道路協会「道路土工指針」
- (4) 千葉市土木工事標準仕様書
- (5) その他関連規格等

第4 最終処分場

1 最終処分場の種類

最終処分場は埋立処分する廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。

- (1) しゃ断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場

(3) 管理型最終処分場 前 (1) 及び (2) 以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場

2 共通基準

しゃ断型最終処分場、管理型最終処分場及び安定型最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

〔共同命令第1条、第2条〕

イ 囲いは原則として、埋立地の全周囲に設けられていること。

ウ 囲いの構造等は、原則として表－1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとすることができる。

エ 出入口は原則として一か所とし、門扉は前ウの構造を有した施錠できるものとする。

表－1

高 さ	材 質 ・ 規 格
地盤面より 1.8 m 以上	波形亜鉛引鉄板又はネットフェンス

注．波形亜鉛引鉄板については概ね 10 m ごとに 1 か所、幅 1.0 m 程度のネットフェンス等による風抜きを設置すること。ただし、ネットフェンスは構造的に強固かつ耐久性のあるものとする。

表－2

高 さ	材 質 ・ 規 格
地盤面より 1.8 m 以上	杭 間 隔：2.0 m 以内 有刺鉄線：(1 種) # 14 径 2.0 mm 以上 張り間隔：0.3 m 以下の 6 本張り以上

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に、様式第 1 又は様式第 2 により、一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

〔共同命令第1条、第2条〕

イ 表示位置は原則として門扉の付近とすること。

様式第 1

一 般 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場				25	↑ 25 125 ↓
処 理 施 設 設 置 者 名	○ ○ ○ ○ 株 式 会 社			25	
一 般 廃 棄 物 の 種 類				25	
埋 立 処 分 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			25	
管 理 者 名		連 絡 先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
200					

様式第 2

産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場 (○ ○ 型)				25	↑ 25 125 ↓
産業廃棄物処理業者名	千葉市長 許可第 号 ○○○○株式会社			25	
産 業 廃 棄 物 の 種 類				25	
埋 立 処 分 の 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			25	
管 理 者 名		連 絡 先		25	
← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 →					
200					

注 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので強度が十分にあること。

3. 塗装は下地を白色、文字を黒色とする。

4. 排出事業者の設置するものにあつては「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

5. 有害な産業廃棄物の最終処分場にあつては「産業廃棄物の最終処分場」とあるのを「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。

(3) 地滑り防止工・地盤沈下防止工

ア 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

〔共同命令第 1 条、第 2 条〕

イ 現地調査、地質調査及び土質調査等により、地滑り防止工法及び沈下防止工法を決定すること。

ウ 地滑り防止工法、沈下防止工法は第 3 の準用規格等によること。

(4) 開渠その他の設備

ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

〔共同命令第1条、第2条〕

イ 設置位置は原則として（6）の保安距離内とすること。

ウ 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

（ア）雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：雨水流出量（ $\text{m}^3 / \text{s e c}$ ）

C：地形、地表面の状態等による流出係数

I：降雨強度（ mm / h ）

A：流域面積（ ha ）

※ $I = 10$ 年確率の降雨強度とする。

（イ）断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q：流量（ $\text{m}^3 / \text{s e c}$ ）

A：流水部の断面積（ m^2 ）

V：平均流速（ $\text{m} / \text{s e c}$ ）

$$\text{※ } V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$$

i：動水勾配

n：粗度係数

R：径深（ A / P ）

P：潤辺長（ m ）

（ウ）設計勾配

設計勾配は水路の洗掘、土砂の堆積等の防止に充分配慮し決定すること。

（5）構造物の設計

擁壁、土えん堤等の設計にあたっては、環境調査その他の調査結果を基に次の検討を行うこと。

ア コンクリート擁壁の設計

（ア）擁壁を含む地盤全体の安定検討

（イ）擁壁が転倒、滑動しないかの検討

（ウ）底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

（エ）常時及び地震を受けた場合の検討

（オ）その他必要な検討

イ 土えん堤等の設計

（ア）土えん堤を含む地盤全体の安定検討

（イ）土えん堤が崩壊、滑動しないかの検討

（ウ）底面の反力により基礎地盤が破壊しないかの検討

（エ）常時及び地震を受けた場合の検討

（オ）その他必要な検討

(6) 保安距離

ア 隣接地が農地、林地等又は公道等（道路、水路）の場合

埋立地は、処分場境界線より内側に水平距離で2.0メートル以上の保安距離を保つこと。

イ 隣接地がその他の場合

埋立地は、その他の物件が破壊又は崩壊等することのないよう十分な保安距離を保つこと。

ウ えん堤の場合はのり尻より、擁壁等の場合は基礎部より、それぞれ処分場境界線までア及びイの保安距離を保つこと。

(7) 崩壊防止

ア 切土

(ア) 地山の土質に対する切土のり面勾配は表－3を基準とし、原則として一層の切土高は5.0メートル以下とすること。

(イ) 地山の土質が異なる場合は安全側のり面勾配を採用し、単一切土のり面勾配とすること。

(ウ) しゃ水工を施工する場合は、表－3の基準を基にしゃ水工の施工性を考慮して切土のり面勾配を決定すること。

イ 盛土・土えん堤

(ア) 盛土部は地山の伐開、除根等を必ず行い、現地盤と盛土の密着を図ること。

(イ) 地山が斜面の場合は段切を施し、盛土施工に当たっては直高30センチメートルごとに敷きならし、十分な締め固めをすること。

(ウ) 盛土材料及び盛土高に対する盛土のり面勾配は表－4の基準とし、原則として一層の盛土高は5.0メートル以下とすること。

(エ) 土えん堤の堤頂幅は3.0メートル以上とすること。

(オ) 盛土材料は原則として同一土質とすること。

(カ) しゃ水工を施工する場合は、表－4の基準を基にしゃ水工の施工性を考慮して盛土のり面勾配を決定すること。

ウ 小段

(ア) 切土の場合

a 同一土質からなる場合は、土質、岩質、のり面の規模等に応じて、原則として切土高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

b 土質が異なる場合は、湧水等を考慮してその境界などにあわせて水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

(イ) 盛土の場合

原則として盛土高5.0メートルごとに水平距離1.0メートル以上の小段を設けること。

表－３

切 土 地 山 の 土 質		切 土 高	の り 面 勾 配
硬 岩			１：０．３～１：０．８
軟 岩			１：０．５～１：１．２
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		１：１．５～
砂 質 土	密実なもの	５m以下	１：０．８～１：１．０
		５～１０m	１：１．０～１：１．２
	密実でないもの	５m以下	１：１．０～１：１．２
		５～１０m	１：１．２～１：１．５
砂利または 岩塊まじりの砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	１０m以下	１：０．８～１：１．０
		１０～１５m	１：１．０～１：１．２
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	１０m以下	１：１．０～１：１．２
		１０～１５m	１：１．２～１：１．５
粘 性 土		１０m以下	１：０．８～１：１．２

注．シルトは粘性土に区分する。

表－４

盛 土 材 料	盛 土 高	の り 面 勾 配	摘 要
粒度の良い砂（SW）、礫及び 細粒分まじりの礫（GM）（GC）（GW）（GP）	５m以下	１：１．５～１：１．８	基礎地盤の 支持力が十分 にあり、浸水 の影響のない 盛土に適用す る。 （ ）の統一 分類は代表的 なものを参考 に示す。
	５～１５m	１：１．８～１：２．０	
粒 度 の 悪 い 砂 （ SP ）	１０m以下	１：１．８～１：２．０	
岩 塊 （ ず り を 含 む ）	１０m以下	１：１．５～１：１．８	
	１０～２０m	１：１．８～１：２．０	
砂質土（SM）（SC）、硬い粘 質土、硬い粘土（洪積層の硬い 粘質土、粘土、関東ロームなど）	５m以下	１：１．５～１：１．８	
	５～１０m	１：１．８～１：２．０	
火山灰質粘質土（VH ₂ ）	５m以下	１：１．８～１：２．０	

注．盛土高とはのり肩とりのり尻の高低差をいう。

エ 安定検討

（ア）表－３、表－４の切土高、盛土高を超える場合及び特殊な条件下の場合は、のり面の安定検討をすること。

（イ）安定検討方法は有効応力法、円弧すべり面法等によること。

オ のり面保護

- (ア) 埋立地以外の切土、盛土のり面は、必要に応じ表－５に掲げる工法等により、のり面の崩壊防止工、保護工を施すこと。
- (イ) 植生工を採用する場合は、生育に必要な衣土及び肥料を施すこと。
- (ウ) 必要に応じ天端排水溝、小段排水溝及び縦排水溝を設けること。

表－５

分類	工 法	目 的 ・ 特 徴
植 生 工	種子吹付工 植生マッ ト 張芝 客土吹付工 厚層基材吹付工	浸食防止・全面植生（緑化）
	植筋 生芝筋	盛土のり面の浸食防止・部分植生
	植土 生の穴う	不良土・硬質土のり面の侵食防止・部分植生
	樹木植栽工	環境保全・景観
構 造 物 に よ る の り 面 保 護 工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張 ブロッケン張工 プレキャスト枠工	風化・浸食の防止 中詰めが土砂や栗石の空詰めの場合は侵食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート枠工 アンカー工	のり面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所の土留、岩盤はく落防止
	編 棚 ゃ か ご	のり表層部の侵食や湧水による流出の抑制
	落石防止編工	落石防止
	石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご擁壁工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 く強い擁壁工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

（８）地下水の水質監視用井戸

ア 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を２か所以上設置すること。

（ア）設置位置

地下水の下流側に１か所及びその他必要な場所に１か所以上設けること。

（イ）設置深さ

第一滞水層までとすること。

(ウ) 設置規格

管径100ミリメートル以上とし、第一滞水層にストレーナーを設けること。

イ 監視用井戸の水質検査は、当該井戸の設置後直ちに実施すること。

ウ 水質検査項目は表－6に定めるとおりとする。

(9) 隣接地の雨水等の処理

ア 処分場を設置することにより、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

イ 排水設備は原則として、埋立廃棄物と接触しない場所に設けること。

ウ 構造等

(ア) 断面等の決定は第4－2－(4)－ウの規定によること。

(イ) 無孔管の管路式を原則とし、埋立廃棄物、土圧等の圧力、埋立重機、搬入車両等の荷重及び浸出液等の化学作用に十分耐える、材質及び管厚を有する構造とすること。

(ウ) えん堤等構造物内に設置する場合は、構造物に対し直角として影響距離を短くし、必要に応じて止水壁を設けること。

(エ) 必要に応じ地盤沈下対策及び管渠の補強対策を講ずること。

(10) 基準高の設置

ア 計画地周辺に基準高（ベンチマーク）を2か所以上設置し、埋立地の構造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

イ 基準高の設置場所は、沈下等変位のない構造又は位置であること。

ウ 埋立地内ののり面等に、中間覆土及び最終覆土の施工高を表示すること。

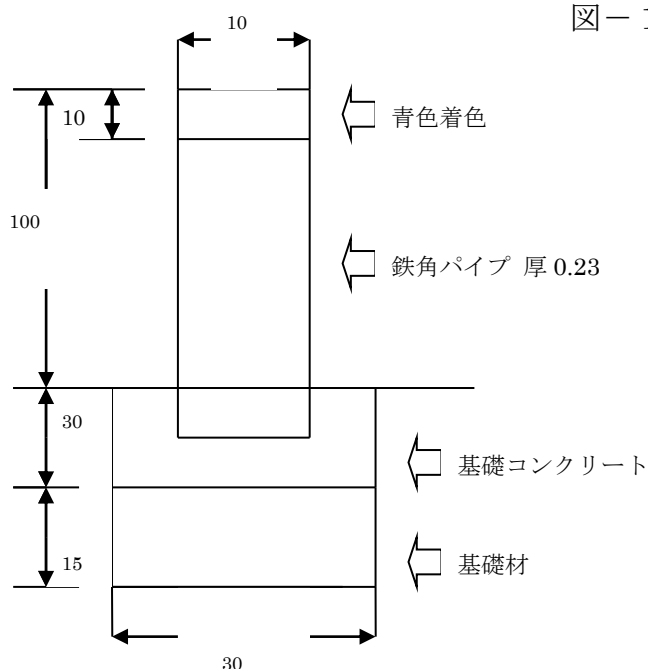
表－6 地下水の水質検査項目

	項 目	測 定 方 法
1	水素イオン濃度指数	JIS-K0102 12.1
2	生物化学的酸素要求量	JIS-K0102 21
3	化学的酸素要求量	JIS-K0102 17
4	塩化物イオン	JIS-K0101 32
5	電気伝導度	JIS-K0101 12
6	カドミウム	JIS-K0102 55
7	全シアン	JIS-K0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.3
8	鉛	JIS-K0102 54
9	六価クロム	JIS-K0102 65.2
10	砒素	JIS-K0102 61.2、61.3、61.4
11	総水銀	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 1
12	アルキル水銀	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 2
13	P C B	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 3
14	ジクロロメタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
15	四塩化炭素	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
16	クロロエチレン	環境省告示第 10 号 (H9) 付表
17	1, 2－ジクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
18	1, 1－ジクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
19	1, 2－ジクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
20	1, 1, 1－トリクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
21	1, 1, 2－トリクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
22	トリクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
23	テトラクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
24	1, 3－ジクロロプロペン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1
25	チウラム	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 4
26	シマジン	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 5
27	チオベンカルブ	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 5
28	ベンゼン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
29	セレン	JIS-K0102 67.2、67.3、67.4
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS-K0102 43.1、43.2.1、43.2.3、43.2.5
31	ふっ素	JIS-K0102 34.1、環告 59 (S46) 付表 6
32	ほう素	JIS-K0102 47.1、47.3、47.4
33	1, 4－ジオキサン	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 7

(11) 最終処分場を表示する区域杭

- ア 処分場区域は図－１の区域杭を設置し、区域を明確にすること。
 イ 区域杭は原則として、すべての変化点に設置すること。

図－１



注１．寸法の単位はcmとする。

２．塗装は下地を白色、文字は黒色とする。

３．鉄角パイプには、「一般廃棄物最終処分場区域杭」・「産業廃棄物最終処分場区域杭」のいずれかを表示すること。

(12) 埋立地の保持

市の使用前検査後は、許可なく埋立区域及び埋立容量等構造は変更できないこと。

(13) 搬入道路、進入路

- ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ道路の拡幅又は待避所等を設置（廃棄物の使用は不可）し、大型車両の通行に支障のないものとする。
- イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とする。
- ウ 埋立地内の進入路は、原則として幅員3.0メートル以上とし、車両の通行に支障のないものとする。

(14) 覆土用土砂の保管設備

処分場区域内に覆土用土砂を20立方メートル以上保管できる設備を設けること。

(15) 消火設備

可燃性の廃棄物を処分する場合は、適切な消火設備を設けること。

(16) 洗車設備

タイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

(17) 管理事務所

- ア 最終処分場の設置及び維持管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。
- イ 埋立終了（閉鎖）後は速やかに撤去可能な仮設建築物であり、その床面積は概ね

30平方メートル以下であること。

ウ 設置場所は処分場区域内であること。

エ 図面等は常に具備されるものであること。

3 シャ断型最終処分場の個別基準

シャ断型最終処分場に係る構造基準は、第4-2の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備

ア 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。ただし、これと同等以上の効力を有する岩盤等がある部分については、この限りでない。

〔共同命令第2条〕

(ア) 日本産業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方センチメートルにつき250キログラム以上のコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上のシャ断の効力を有すること。

(イ) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(ウ) 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ シャ断効力

シャ断効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。

ウ 水密コンクリート

水密コンクリートは土木学会「コンクリート標準示方書」等によるものとし、材料、配合、打設、締固め及び養生等について特に注意してこれを施工すること。

エ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの構造計算を行うこと。

オ 腐食防止

コンクリート構造物の場合は、土木学会「コンクリート標準示方書」等によるものとし、鋼材の場合は、日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等により十分な腐食防止対策を施すこと。

(2) 内部仕切設備

ア 面積が50平方メートルを超え、又は埋立容量が250立方メートルを超える埋立地は、次の要件を備えた内部仕切設備により、1区画の面積がおおむね50平方メートルを超え、又は1区画の埋立容量が250平方メートルを超えないように区画すること。

〔共同命令第2条〕

(ア) 日本産業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方センチメートルにつき250キログラム以上のコンクリー

トで造られ、かつ、その厚さが10センチメートル以上であること又はこれと同等以上のしゃ断の効力を有すること。

(イ) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(ウ) 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ シャ断効力

第4-3-(1)-イの規定によること。

ウ 水密コンクリート

第4-3-(1)-ウの規定によること。

エ 構造耐力

第4-3-(1)-エの規定によること。

オ 腐食防止

第4-3-(1)-オの規定によること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、第4-2の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。

〔共同命令第1条、第2条〕

(ア) 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

(イ) 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

イ コンクリート擁壁

(ア) シャ水壁を兼ねる場合

図-2のようにコンクリート擁壁が浸出水の流出を防止するためのシャ水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-イ及びウのコンクリート構造とし、水抜工は設けないこと。又、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。

(イ) シャ水壁を兼ねない場合

図-3のようにコンクリート擁壁がシャ水壁を兼ねない場合は、通常の土留擁壁同様に水抜工を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、シャ水工を施すこと。

ウ 土えん堤

第4-2-(5)～(7)の規定により築造し、シャ水工を施すこと。

エ 構造耐力

自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して安全であるかの、構造計算を行うこと。

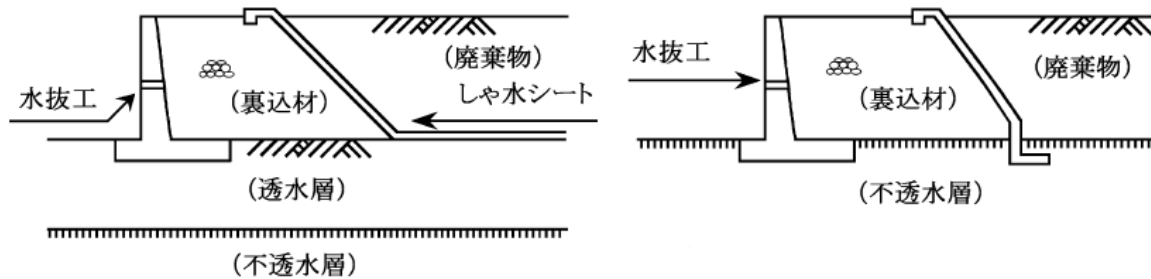
オ 腐食防止

第4-3-(1)-オの規定によるものとする。

図-2



図-3



(2) しゃ水工・集水施設・浸出液処理設備等

ア 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。

(ア) 埋立地には、廃棄物の投入のための開口部及び（イ）に規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備）の部分を除き、廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他しゃ水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りでない。

〔共同命令第1条、第2条〕

(イ) 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐その他の排水設備）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地

(水面埋立処分を行う埋立地を除く。) については、この限りでない。

〔共同命令第1条、第2条〕

イ 集水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を、表－8に掲げる排水基準（千葉県基準）に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、集水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。

ウ シャ水工

(ア) 表面シャ水工法は、シート工法を原則として採用するとともに、地質及び地域の状況等必要に応じて二重構造とし、最終覆土完成高まで設置すること。

(イ) 地中シャ水工法は、鋼矢板工法を原則とすること。

(ウ) シート工法

a 使用材料はシャ水用シート（合成ゴム系・合成樹脂系）とし、予想される気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状等、次項について検討し採用すること。

(a) 引張強度が強くフレキシブルであること。

(b) 菌類、浸出液等による劣化がないこと。

(c) 耐風化性があり、長寿命であること。

(d) 黒色で、最低厚は1.5ミリメートル以上であること。

b 基盤の造成

埋立完了後の土圧等を考慮し、必要に応じ基盤の強度改良を行うこと。

c 天端部での固定

天端部でのシートは、引張、伸び、引裂き強さ等を考慮して、原則としてL字形に固定すること。

d 小段部での固定

(a) のり面が長大となる場合等は、小段部で接合して固定し、シートにかかる張力の減少を図ること。

(b) 下部のシートは引張、伸び等を考慮してアンカー等で固定すること。

(c) 上部シートはアンカー等を覆う構造とし、下部シートと確実に接合すること。

e シート接合法

(a) 工場接合は原則として熱風溶着又は高周波ウェルダー方法によること。

(b) 現場接合は熱風溶着又は熱溶融型接着剤を原則とすること。

(c) 接合面の重ね合せは十分にとり、引張等に対し十分な強度を備えていること。

(d) シート端部処理は地中埋込法を原則とし、張力等に耐える構造であること。

(e) 端部が構造物の場合は次項 f に準ずること。

f 各種構造物との接合

(a) コンクリート構造物との接合

- ①接着面の油、水、汚れ等を取り除き、十分乾燥させること。
- ②所定量の接着剤を塗布し、均一に圧着接合すること。
- ③圧着接合後、帯鉄で押え、ピンを打ち、さらに上からシートで覆うこと。
- ④シート端部とコンクリート面の間にシーリング材を施すこと。

(b) 浸出液排水管渠等との接合

- ①管渠は必ず無孔部と接合すること。
- ②接着面の油、水、汚れ等を取り除き、十分乾燥させること。
- ③所定量の接着剤を塗布し、均一に圧着接合すること。
- ④圧着接合後、帯鉄及びパイプバンドで押え、さらに上からシートで覆うこと。
- ⑤のり面部のシート等との接合は、現場接合法により二重以上の構造とすること。

g シート保護工

- (a) 廃棄物がシートと直接接触しない構造とし、シートが埋立廃棄物、埋立重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう 50 センチメートル以上の保護盛土（土砂）を施すこと。
- (b) シートの敷設下地は、角礫、突起物を除去して平らに仕上げ、シートと下地の間には敷布（厚さ 1 センチメートル以上）等を敷くこと。

(エ) 鋼矢板工法

a 継目の止水法は、次に示す方法により確実に浸出液の流出を防止すること。

- (a) 継手に止水材を塗布、充填する方法
- (b) 薬液を注入する方法
- (c) 継手に粘土等を充填する方法
- (d) その他の方法

b 不透水層への打ち込み

根入長を十分取るとともに打ち止めに留意し、不透水層と鋼矢板との接合部からの浸出液の流出を防止すること。

(オ) 不透水性の地層

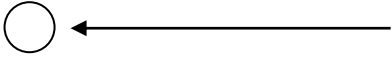
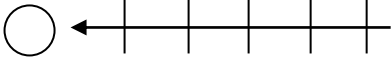
不透水性の地層とは、土質工学会「土質試験法」による透水試験値が、毎秒 1×10^{-7} センチメートル以下の地層が、3.0 メートル以上存在する場合とする。

エ 埋立地内の集水設備

(ア) 集水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出液が局部的にも滞水することなく、速やかに集排水できる構造と配置を有すること。

- a 配置パターンは表－7を原則とし、必要に応じ組合わせること。
- b ガス抜き管を設ける場合は、原則として埋立地内の集水設備と接続することとし、配置に留意すること。

表－7

配 置 パ タ ー ン		概 要
1		集水本管 1 列のみ（直線型）
2		集水本管と枝管の組合せ
3		集水本管 2 列

（イ）処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とすること。

- a 降水量の算出は次式により算定すること。
- b 集排水管の勾配は上流ほど大きくすること。

$$Q=1／1000・C・I・A$$

Q：平均浸出水量（m³／日）

C：浸出係数

I：日降水雨量（mm／日）

A：埋立地集水面積（m²）

※ 日降水雨量は最大月間平均降雨量の日換算値とすること。

※ 降水量データは15年分以上とすること。

（ウ）構造

- a 集水設備は管路式を原則とし、第4－2－（9）－ウ－（イ）・（ウ）及び（エ）の規定によることとし、この場合において「無孔管」を「有孔管」とすること。
- b えん堤等構造物内とその上流側1.0メートル以上及び下流側は無孔管とすること。

オ ガス抜き設備

（ア）ガス抜き設備は、埋立て廃棄物の性状等により必要に応じて設けること。

（イ）ガスは、周辺の生活環境に支障のないように大気に放出すること。

（ウ）構造

- a ガス抜き設備は管路式を原則とし、第4－4－（2）－エ－（ウ）の規定によること。
- b 縦管は、埋立て重機等の作業によるズレ・破壊のない構造（法面接合式等）であること。

ｃ 原則として埋立地内の集水設備に接続すること。

カ 浸出液処理設備

(ア) 浸出液処理設備は、表－８に定める排水基準に適合させることのできるものであること。

(イ) 集水設備から浸出液処理設備への流入管には、水量調整装置（開閉バルブ等）を設けること。

(ウ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。

(エ) 放流先までは管渠等の構造であること。

キ 湧水対策

(ア) 切土のり面等に湧水がある場合は、しゃ水シート下部に集・排水設備を設置すること。

(イ) 湧水は他の排水とは分離し、一時貯留できる構造（調整槽等）とすること。

ク 自然発生ガス対策

しゃ水シート下に自然発生ガスがある場合は、ガス抜き管を設置すること。

(３) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係るしゃ水工等の構造等は、協議の上決定することのできるものとする。

(４) 閉鎖された埋立地の囲いなど

閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。〔共同命令第２条第１項第３号イ〕

５ 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場に係る構造基準は、第４－２の共通基準のほか次のとおりとする。

(１) 擁壁など

廃棄物の流出を防止するために擁壁等を設置する場合は、自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であるとともに、埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(２) 閉鎖された埋立地の囲い

閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。〔共同命令第２条第１項第３号イ〕

表－８ 排水基準

項 目			排水基準
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ
	5	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ
	6	砒素及びその化合物	0.05mg/ℓ
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	PCB	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
	12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
	13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ
	14	1， 2－ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
	15	1， 1－ジクロロエチレン	1mg/ℓ
	16	シス－1， 2－ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
	17	1， 1， 1－トリクロロエタン	3mg/ℓ
	18	1， 1， 2－トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
	19	1， 3－ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
	20	チウラム	0.06mg/ℓ
	21	シマジン	0.03mg/ℓ
	22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
	23	ベンゼン	0.1mg/ℓ
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
	25	ほう素及びその化合物	海域 230mg/ℓ 海域以外 10mg/ℓ
	26	ふっ素及びその化合物	海域 15mg/ℓ (10mg/ℓ ※1) 海域以外 8mg/ℓ
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ
	28	1， 4－ジオキサン	0.5mg/ℓ

項 目			排水基準
有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※2	20mg/ℓ (10mg/ℓ) ※4
	3	化学的酸素要求量 ※3	20mg/ℓ (10mg/ℓ) ※4
	4	浮遊物質	40mg/ℓ (20mg/ℓ) ※4
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3mg/ℓ (2mg/ℓ) ※4
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	5mg/ℓ (3mg/ℓ) ※4
	7	フェノール類含有量	0.5mg/ℓ
	8	銅含有量	1mg/ℓ
	9	亜鉛含有量	1mg/ℓ
	10	溶解性鉄含有量	5mg/ℓ (1mg/ℓ) ※4
	11	溶解性マンガン含有量	5mg/ℓ (1mg/ℓ) ※4
	12	クロム含有量	0.5mg/ℓ
	13	大腸菌数	800 コロニー形成単位/mL
	14	窒素含有量※5	120mg/ℓ 《日間平均 60mg/ℓ》 ※6
	15	磷含有量 ※5	16mg/ℓ 《日間平均 8mg/ℓ》 ※6

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※4 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※6 《 》内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」又は「産業廃棄物の再生利用場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

イ 囲いは、原則として中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場の全周囲に設けられていること。

ウ 囲いの構造等は、原則として表－1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。

エ 出入口は原則として一か所とし、門扉は前ウの構造を有した施錠できるものとする。

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に、様式第3又は様式第4により、一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理場であることを表示する立札その他の設備が、又は様式第5により、産業廃棄物の再生利用場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 表示位置は、原則として門扉の付近とすること。

様式第3

一般廃棄物の中間処理場				25
処理施設設置者名	〇 〇 〇 〇 株 式 会 社			25
一般廃棄物の種類				25 125
処理方法				25
管理者名		連絡先		25
50 50 25 75 200				

様式第 4

産 業 廃 棄 物 の 中 間 処 理 場			
産業廃棄物処理業者名	千葉市長 許可第 号 ○○○○株式会社		
産業廃棄物の種類			
処 理 の 方 法			
管 理 者 名		連 絡 先	

寸法: 縦方向は各段 25, 合計 125。横方向は 50, 50, 25, 75, 合計 200。

様式第 5

産 業 廃 棄 物 の 再 生 利 用 場			
産業廃棄物再生利用業者	千葉市長 指定第 号 ○○○○株式会社		
産業廃棄物の種類			
再 生 利 用 の 方 法			
管 理 者 名		連 絡 先	

寸法: 縦方向は各段 25, 合計 125。横方向は 50, 50, 25, 75, 合計 200。

注 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので強度が十分にあること。

3. 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。

4. 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるのを「排出事業者名」とし、許可番号は不要である。

(3) 排水処理設備

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る排水を公共水域等に放流する場合は、その水質を表－8に定める排水基準に適合させることができる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行つてはならないこと。

イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先までは管渠等の構造であること。

ウ 排水処理設備が中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場以外の場所に設けられる場合には、処理する排水を確実に当該排水処理設備に輸送できる施設等を設けること。

(4) 雨水等の流入防止

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内へ、外部の雨水等が流入するのを防止で

きる開渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

(5) 排ガス対策

ア 施設の煙突等から排出されるガスにより、生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる構造とすること。

イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設が、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、煙突等に測定口を設けるとともに、ばい煙を大気汚染防止法に定める排出規準以下とし、必要に応じ適切なばい煙処理施設を設けること。

(6) 保管設備

中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に、必要に応じ次の要件を備えた廃棄物の保管設備を設置すること。

ア 廃棄物が飛散、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない構造であり、かつ、廃棄物の種類及び保管の高さに十分耐えられる構造であること。

イ 廃棄物を種類ごとに保管できること。

ウ 必要に応じ室内で保管すること。

(7) 搬入道路

ア 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により、大型車両の通行に支障のないものとする。

イ 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員 5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。

ウ 中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

(8) 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

(9) 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備を設けること。

(10) 駐車設備

必要に応じ中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内に、十分な広さを有する棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

(11) 管理事務所

ア 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設の設置及び維持管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。

イ 設置場所は、中間処理場又は産業廃棄物の再生利用場内であること。

ウ 図面等は常に具備されるものであること。

2 一般廃棄物の中間処理施設の個別基準

令第5条第1項に規定するごみ処理施設に係る構造基準は、第5-1の共通基準のほか規則第4条第1項の規定によること。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設に係る構造基準は、第5-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

〔規則第12条第1号〕

(2) 処理能力

施設は、計画廃棄物を処理する処理能力を有すること。

〔規則第12条第2号〕

(3) 腐食防止

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

〔規則第12条第3号〕

(4) 飛散、流出及び悪臭防止

ア 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

〔規則第12条第4号〕

イ 悪臭の発散防止については、排出口及び敷地境界線における臭気濃度を平成19年2月1日千葉市告示第53号に定める基準以下とし、必要に応じ適切な脱臭装置を設けること。

ウ 産業廃棄物の破砕、粉砕等により粉じんの発生する恐れのある場合には、粉じん防止装置を設けること。

(5) 騒音及び振動防止

ア 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

〔規則第12条第5号〕

イ 騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音及び振動防止装置を設けること。

(6) 受入設備及び貯留設備

ア 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ十分な容量を有するものであること。

〔規則第12条第7号〕

イ 産業廃棄物及び産業廃棄物に接触した水が地下に浸透しない構造であること。

(7) 汚泥の脱水施設

汚泥の脱水施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 2 項〕

(8) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）を設置する場合は、(1) から (6) のほか施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 3 項〕

(9) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る）

汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 4 項〕

イ 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 4 項〕

(10) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物及びその他の焼却施設

汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物及びその他の焼却施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 規則第 4 条第 1 項第 7 号（同号ロ (1) 及び (2) を除く。）の規定によること。

イ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(ア) 燃焼ガスの温度が摂氏 800 度（廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物の焼却施設にあっては、1100 度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

〔規則第 12 条の 2 第 5 項〕

(イ) 燃焼ガスが、摂氏 800 度（廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物の焼却施設にあっては、1100 度）以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。

〔規則第 12 条の 2 第 5 項〕

(ウ) 廃油の焼却施設、廃 PCB 等の焼却施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するため必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 5 項〕

(11) 廃油の油水分離施設

廃油の油水分離施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 7 項〕

イ 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 7 項〕

(12) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

廃酸又は廃アルカリの中和施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 8 項〕

イ 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 8 項〕

(13) 廃プラスチック類の破砕施設

廃プラスチック類の破砕施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 9 項〕

(14) コンクリート固形化施設

金属くず等を含む汚泥のコンクリート固形化施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 10 項〕

イ 汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 10 項〕

(15) 汚泥のばい焼施設

水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 11 項〕

イ 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる、排ガス処理設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 1 項〕

ウ 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。

(ア) ばい焼温度がおおむね摂氏 600 度以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 1 項〕

(イ) ばい焼温度を速やかに (ア) に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 1 項〕

(ウ) ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 1 項〕

(16) シアン化合物の分解施設

汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか次のとおりとする。

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

イ 高温熱分解方式の施設にあつては、前アのほか次のとおりとする。

(ア) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

(イ) 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏 900 度以上の状態で、シアン化合物を分解することができるものであること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

(ウ) 分解室の出口における炉温を速やかに (イ) に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

(エ) 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

ウ 酸化分解方式の施設にあつては前アのほか、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備、並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。

〔規則第 12 条の 2 第 1 2 項〕

(17) PCB 汚染物の洗浄施設

PCB 汚染物の洗浄施設を設置する場合は、(1) から (6) のほか事故時における受入設備、洗浄設備及び洗浄剤の回収分離設備からの廃油の流出を防止するために必

要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

〔規則第 12 条の 2 第 13 項〕

第 6 産業廃棄物の積替・保管施設

産業廃棄物の積替・保管施設に係る構造基準は次のとおりとする。

1 囲い等

(1) 産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地（以下「積替・保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替・保管場に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として積替・保管場の全周囲に設けられていること。

(3) 囲いの構造等は、原則として表－1 の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

ただし、周囲の状況等によっては、表－2 の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとする。

(4) 出入口は原則として一か所とし、門扉は前（3）の構造を有した施錠できるものとする。

2 表示等

入口の見やすい箇所に様式第 6 により、産業廃棄物の積替・保管場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

様式第 6

産 業 廃 棄 物 の 積 替 ・ 保 管 場				25
産業廃棄物処理業者名	千葉市長 許可第	号	〇〇〇〇株式会社	25
産業廃棄物の種類				25 125
積替・保管の方法				25
管 理 者 名		連 絡 先		25
50 50 25 75				200

注 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。

3. 塗装は下地を白色、文字を黒色とする。

3 保管施設

(1) 廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。

〔規則第10条第1号ロ〕

- (2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような、仕切り壁（高さ2.0メートル以上）等を設けること。
- (3) 仕切り壁はコンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。
- (4) 床面はコンクリート舗装（厚さ10センチメートル以上）を原則とする。
- (5) 廃棄物の保管高さは2.0メートル以下とする。
- (6) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。
- (7) 液状廃棄物は運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。
- (8) 悪臭のある産業廃棄物は、密閉構造の保管施設とすること。
- (9) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。

4 雨水等の流入防止

積替・保管場内へ外部の雨水等が流入するのを防止できる、開渠その他の設備が設けられていること。

また、隣接地に雨水等が滞水する恐れのある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

5 搬入道路

- (1) 既存の道路を使用する場合は、必要に応じ道路の拡幅又は待避所等の設置（廃棄物の使用は不可）により、大型車両の通行に支障のないものとする。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として幅員5.5メートル以上とし、アスファルトコンクリート舗装（廃棄物の使用は不可）以上の構造とすること。
- (3) 積替・保管場内の道路は、車両の通行に支障のないものとする。

6 消火設備

可燃性の廃棄物を取り扱う場合は、適切な消火設備を設けること。

7 洗車設備

必要に応じタイヤ等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備があること。

8 駐車設備

必要に応じ積替・保管場内に、十分な広さを有する廃棄物運搬車両及び自家用車等の駐車場を設けること。

9 管理事務所

- (1) 積替・保管施設の設置及び維持・管理を行うため、必要最低限度の管理事務所を設置するとともに、必要に応じ電話等を設置すること。
- (2) 設置場所は積替・保管場内であること。
- (3) 図面等は常に具備されるものであること。

第7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 平成7年6月1日の時点で、現に設置されている従前の規定による小規模自己処分場

構造基準

にあつては、この基準を適用しないものとする。

- 3 この基準の施行の際、従前の諸規定に基づき指示を受けた事前協議中の焼却施設を除く廃棄物処理施設にあつては、従前の規定によるものとする。
- 4 この基準の施行の際、現に設置されている廃棄物処理施設にあつては、従前の規定によるものとする。

ただし、焼却施設については規則で定める経過措置を適用するものとする。

(令和 7 年 8 月 1 日一部改正関係附則)

- 1 この基準は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

昭和63年	4月	1日	制定
平成7年	5月	1日	改正
平成9年	12月	1日	改正
平成22年	4月	1日	改正
平成25年	4月	1日	改正
平成28年	3月	15日	改正
平成28年	9月	15日	改正
平成29年	4月	1日	改正
令和元年	7月	1日	改正
令和7年	8月	1日	改正
令和7年	8月	15日	改正

第1 趣旨

この基準は、「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第5項の規定により、廃棄物処理施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。

- (1) しゃ断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場
- (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場
- (4) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

第3 最終処分場

1 共通基準

しゃ断型最終処分場、管理型最終処分場及び安定型最終処分場に係る共通の維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

〔共同命令第1条第2項第5号(同第2条第2項においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)〕

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は、1日の作業終了後閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第6号〕

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出の防止

ア 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第1号〕

イ 廃棄物が風雨等により飛散及び流出しないようにするため、必要に応じ即時覆土その他必要な措置が講じられるよう準備しておくこと。

(4) 悪臭の防止

ア 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第2号〕

イ 悪臭が発散するおそれがある場合には、即時覆土及び防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(5) 火災の発生の防止

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

〔共同命令第1条第2項第3号〕

イ 埋立地内での火気の使用を禁止すること。

ウ 消火器その他の消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

(6) 害虫等の発生の防止

ア ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第4号〕

イ 害虫等が発生するおそれがある場合には、即時覆土及び薬剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

(7) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械の使用等に起因する騒音、振動及び粉じんにより、周辺の生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(8) 雨水の流入の防止

雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第12号〕

(9) 事故の防止

ア 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止計画を遵守すること。

イ 事故の発生を防止するため常に巡回監視及び点検等を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を点検し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(10) 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた、開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

〔共同命令第1条第2項第15号〕

(11) 隣接地の雨水等の処理

隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(12) 基準高、区域杭等

基準高、区域杭等の表示設備は、紛失、破損等しないよう管理を行うとともに、常に判別できる状態に保つこと。

(13) 使用道路

ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路は常に清掃を行い清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

(14) のり面の保護

ア のり面の植生保護のため施肥等を行うこと。

イ のり面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行うこと。

(15) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）に滞留している水は、当該埋立地又は区画における廃棄物の埋立処分を開始する前に排除すること。

(16) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、埋立処分できる種類及び性状のもの以外の廃棄物の混

入を避けるため、次により管理すること。

ア 埋立処分できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう、排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により搬入廃棄物が埋立処分できる種類及び性状のものであるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者にあつては、マニフェストにより産業廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理票及び排出事業者からあらかじめ交付された文書で特別管理産業廃棄物の種類及び数量等を確認し、取り扱う際に注意すべき事項に留意すること。

オ 荷降ろしされた廃棄物中に、埋立処分できる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(17) 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝、深夜の埋立作業及び車両の出入り等は行わないこと。

(18) 能力に沿った計画的埋立

ア 搬入された廃棄物は、覆土等の作業に支障を及ぼさないように即時締め固め整地等計画的に埋立てるものとし、廃棄物の山積み保管はしないこと。

イ 埋立てに当たっては、廃棄物の厚さ及び覆土の厚さ等を表示する丁張り等を設置し、計画的に行うこと。

ウ 埋立地を変形及び改造したり、廃棄物の各層の埋立高を超えて埋立処分しないこと。

(19) 地下水の水質検査

ア 定期的に最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）の水質検査を行うこと。

〔共同命令第1条第2項第10号〕

イ 地下水の水質検査は、観測用井戸水を採取し、表－1に掲げる項目のうち1から5までは月1回以上、6から33までは年1回以上、同表の分析方法により分析を行うこと。

ウ 地下水の水質検査は、廃棄物の埋立開始前に表－1の項目について1回以上は実施しておくこと。

エ 水質検査結果に異常が生じた場合は、直ちに廃棄物の搬入を中止するとともにその原因を調査し、市長と協議の上必要な措置を講ずること。

(20) 記録及び保存

ア 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。

〔共同命令第1条第2項第20号〕

イ 廃棄物の搬入に係る車両の確認及び廃棄物の種類の確認については、これを記録し2年間保存すること。

ウ 最終処分場における埋立処分の進行状況を、3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、最終処分場維持管理状況報告書に添付すること。

(21) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい位置に許可証又はその写、埋立計画図等を掲示しておくこと。

イ 許可申請書及び届出書の写、帳簿又は伝票等を備えておくこと。

(22) 周辺地域への配慮

最終処分場と周辺住民との調和が図れるよう、最終処分場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該処分場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(23) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 シャ断型最終処分場の個別基準

シャ断型最終処分場に係る維持管理基準は、第3-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

ア 構造基準により設けられた外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止させるとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

〔共同命令第2条第2項第1号ハ〕

イ 定期的とは月1回以上とする。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には必ず点検を行うこと。

(2) 産業廃棄物の性状の確認

ア 表-2の廃棄物の種類欄に掲げるもののうち、埋立処分できる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 産業廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表-2に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として1か月に1回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 産業廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表－２に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として３か月に１回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、当該分析検査は排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は５年間保存すること。

３ 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る維持管理基準は、第３－１の共通基準のほか次のとおりとする。

（１）擁壁等の保全

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。〔共同命令第１条第２項第７号〕

イ 定期的とは月１回以上とする。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には必ず点検を行うこと。

（２）しゃ水工の管理

ア 廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができるしゃ水工を定期的に点検し、そのしゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

〔共同命令第１条第２項第９号〕

イ 定期的とは月１回以上とする。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には必ず点検を行うこと。

（３）浸出液処理設備

ア 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

（ア）放流水の水質が、表－３に定める排水基準に適合することとなるように維持管理すること。

（イ）浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

〔共同命令第１条第２項第１４号ロ〕

（ウ）定期的に放流水の水質検査を行うこと。

〔共同命令第１条第２項第１４号ハ〕

（エ）定期的とは月１回以上とする。

ただし、廃棄物の性状が一定で、市長が認めた場合には、分析検査項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

イ 浸出液処理設備の機能の状態を把握するため、浸出液処理設備により処理する浸

出液についても、原則として月 1 回以上定期的に水質検査を行うこと。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が設けられている場合は、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合は水質分析等を行い、その原因究明、改善措置を講ずること。

(5) 廃棄物の性状の確認

ア 表－2 の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を埋め立てる場合には、廃棄物の性状を確認すること。

イ 廃棄物の排出事業者に係る前アの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、埋立処分前及び継続管理として 1 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

ウ 廃棄物の処理業者に係る前アの確認は、表－2 に掲げる分析検査項目について、受け入れする前及び継続管理として 3 か月に 1 回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、当該分析検査は排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替えることができる。

エ 前イ及びウの分析検査による確認結果は 5 年間保存すること。

(6) 廃石綿等の埋立

ア 廃石綿等の埋立処分を行う場合には次によること。

(ア) 埋立処分は処分場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に二重梱包袋又は容器に入れたまま埋め立てること。

(イ) プラスチック袋は破損しないようにし、できるだけ重機等の使用を避けること。

(ウ) 袋又は容器が破損した場合は、速やかに飛散防止措置を講ずること。

(エ) 1 日の作業終了後は、埋立面の上面に厚さ 15 センチメートル以上の覆土をすること。

イ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等については、記録し永年保存すること。

(7) 中間覆土

ア 埋め立てる廃棄物の一層の厚さは 2.0 メートル（埋め立てる産業廃棄物のうち概ね 40 パーセント以上が腐敗物（有機性の汚泥、動植物性残渣、家畜ふん尿、家畜の死体及びこれらを処分するために処理したもの。以下同じ。）であるものにあつては、50 センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂で 50 センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

(8) 通気装置の管理

ア 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

〔共同命令第1条第2項第13号〕

イ 通気装置の点検、検査は月1回以上行うこと。

(9) 協議

建設工事汚泥のみの埋立処分にあっては、廃棄物の性状等の維持管理について、市長と協議して行うことができる。

(10) 閉鎖された埋立地の囲い

閉鎖された埋立地については、囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにすること。

〔共同命令第1条第2項第5号〕

4 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分に係る維持管理基準は、第3-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 擁壁等の保全

ア 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。〔共同命令第2条第2項第2号〕

イ 定期的とは月1回以上とする。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には必ず点検を行うこと。

(2) 埋立処分できる産業廃棄物

埋立処分できる産業廃棄物の種類は、令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物に限る。

(3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止

ア 最終処分場から産業廃棄物と接触した水が場外へ漏洩しないよう必要な措置を講ずること。

イ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については表-3に掲げる項目について水質検査を行うこと。

(4) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは2.0メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。

イ 中間覆土は計画的に行い、その施工時は原則として廃棄物の搬入を中止すること。

ウ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

(5) 閉鎖された埋立地の囲い

閉鎖された埋立地については、囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにすること。

〔共同命令第2条第2項第2号イ〕

第4 最終処分場の廃止の技術上の基準

1 共通基準

最終処分場の廃止の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 閉鎖の措置

ア 最終処分場は、埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖すること。

〔共同命令第1条第3項〕

イ 前アの確認は次の項目について行うこと。

(ア) 切土、盛土、擁壁、えん堤等の崩壊防止工

(イ) 開渠等の設備

(ウ) 浸出液による公共の水域、地下水の汚染防止措置

(エ) 火災の発生防止措置

(オ) 閉鎖後の管理体制並びに問題が生じた場合の責任体制及び経理的基礎

(2) 記録及び保存

最終処分場の閉鎖に当たって講じた措置記録を作成し、写真を添付して10年以上保存すること。

2 シャ断型最終処分場の廃止の技術上の個別基準

シャ断型最終処分場の廃止の技術上の基準は、第4-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 閉鎖

埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下同じ。）は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

〔共同命令第2条第2項第1号ニ〕

ア 日本産業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方センチメートル当たり250キログラム以上のコンクリートで造られ、かつ、その厚さが15センチメートル以上であること又はこれと同等以上のシャ断の効力を有すること。

〔共同命令第2条第1項第2号ロ〕

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

オ 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。

〔共同命令第2条第2項第1号ロ〕

(2) 閉鎖後の管理

ア (1)の規定により閉鎖した区画については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

〔共同命令第2条第2項第1号ホ〕

イ 定期的とは月1回以上とする。

ウ 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。

3 管理型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

管理型最終処分場の閉鎖に係る基準は、第4-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、埋立地からの浸出を防止することができるしゃ水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖すること。

(2) 廃石綿等の埋立部分の閉鎖

廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、その表面を土砂で2メートル以上覆うこと。

4 安定型最終処分場の閉鎖に係る個別基準

安定型最終処分場の閉鎖に係る基準は、第4-1の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 開口部の閉鎖

廃棄物の埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分の終了した区画）は、その表面を土砂でおおむね1メートル以上覆う等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖すること。

第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設

1 共通基準

中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設に係る共通の維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。

ウ 門扉は1日の作業終了後は閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 飛散、流出及び悪臭の防止

廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

(4) 火災の発生の防止

ア 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

イ 消火器その他の消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

(5) 害虫等の発生の防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

(6) 処理能力に見合った処理

ア 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、廃棄物を受け入れる際には、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

イ 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

(7) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

(8) 騒音、振動及び粉じんの防止

ア 著しい騒音及び振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

イ 粉じん等の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(9) 雨水等の流入の防止

ア 施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

イ 隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(10) 異常事態の対応

廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

〔規則第4条の5、第12条の6〕

(11) 事故の防止

事故の発生を防止するため常に巡回監視及び点検等を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(12) 使用道路

ア 使用道路（廃棄物運搬車両の走行する道路）が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路は常に清掃を行い清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

(13) 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、処理できる種類及び性状のもの以外の廃棄物の混入を避けるため、次により管理すること。

ア 処理できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が付着等した廃棄物が搬入されないよう、排出事業者、運搬業者との連絡をとるなどその管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から廃棄物を荷降ろしする前に、監視ゲート等により搬入廃棄物が処理できる種類又は性状のものであるかを確認すること。

ウ 産業廃棄物処分業者にあっては、マニフェスト又は特別管理産業廃棄物管理票により廃棄物の種類及び数量等を確認すること。

エ 荷降ろしされた廃棄物中に処理できる種類及び性状のもの以外の廃棄物が認められた場合は、これを除去すること。

(14) 廃棄物の性状の確認

ア 廃棄物の排出事業者に係る確認は、中間処理後の廃棄物（他の中間処理施設において全量処理する場合を除く。）について、表－２に掲げる分析検査項目を１カ月に１回以上分析検査を行うことにより行うこと。

ただし、市長が認めた場合には、分析項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

イ 廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者は、処理又は再生利用しようとする場合に、表－２に掲げる分析検査を受け入れする前及び継続管理として３カ月に１回以上行い、中間処理後の廃棄物については前アの例によること。

ただし、当該分析検査は排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することにより替えることができる。

ウ 上記ア及びイの分析検査による確認結果は５年間保存すること。

エ 建設工事汚泥のみの中間処理又は再生利用の場合にあっては、アからウまでの規定の適用は協議することができる。

(15) 放流水の検査

ア 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。

〔規則第 12 条の 6〕

イ 放流水の水質が表－3 に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月 1 回以上水質検査を行うこと。

ウ 廃棄物の性状が一定で、市長が認めた場合には、分析検査項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。

(16) 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設に該当する場合には、定期的にはばい煙に関する排ガスの検査を行うこと。

(17) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5 年間保存すること。

(18) 周辺地域への配慮

中間処理場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、中間処理場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該処理場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(19) 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

2 一般廃棄物の中間処理施設の個別基準

令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設に係る維持管理基準は、第 5－1 の共通基準のほか規則第 4 条の 5 第 1 項の規定による。

3 産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設の個別基準

産業廃棄物の中間処理施設及び再生利用施設に係る維持管理基準は、第 5－1 の共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 汚泥の脱水施設

ア 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にはろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。

〔規則第 12 条の 7〕

イ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

〔規則第 12 条の 7〕

(2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

ア 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節するこ

と。〔規則第12条の7〕

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。〔規則第12条の7〕

(3) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る）

定期的到天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

(4) 焼却施設

ア 規則第4条の5第1項第2号（同号ハを除く。）〔規則第12条の7〕

イ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、1100度）以上に保つこと。〔規則第12条の7〕

ウ 令第7条第12号に掲げる施設にあつては、燃え殻を令第6条の5第1項第3号チ又は同号リ（2）に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。

〔規則第12条の7〕

エ 廃油の焼却施設及び令第7条第12号に定める施設（廃PCB等の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

〔規則第12条の7〕

(5) 廃油の油水分離施設

前（4）のエの規定の例によること。〔規則第12条の7〕

(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。〔規則第12条の7〕

イ 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤との混合を十分に行うこと。〔規則第12条の7〕

ウ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

(7) コンクリート固形化施設

ア 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

イ 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。〔規則第12条の7〕

(8) 汚泥のばい焼施設

ア 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにす

るとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。〔規則第12条の7〕

ウ ばい焼室の温度をおおむね摂氏600度以上にした後、汚泥を投入すること。

〔規則第12条の7〕

エ ばい焼に当っては、ばい焼の温度を前ウに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。〔規則第12条の7〕

オ ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。〔規則第12条の7〕

(9) シアン化合物の分解施設

ア 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

イ 高温熱分解方式の施設にあっては、(2)のイの規定の例によるほか、次によること。

(ア) 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900度以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。〔規則第12条の7〕

(イ) 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を(ア)に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。〔規則第12条の7〕

ウ 酸化分解方式の施設にあっては、次によること。

(ア) 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。〔規則第12条の7〕

(イ) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分行うこと。〔規則第12条の7〕

(ウ) 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

(10) PCB汚染物の洗浄施設

廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。〔規則第12条の7〕

(11) 破碎施設

破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(12) 廃油の蒸留、精製施設

廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(13) 熔融施設

施設から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(14) 圧縮施設

著しい騒音・振動の発生により、周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

(15) 発酵施設

悪臭の周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(16) その他の施設

施設から排出される廃棄物及び施設の稼働による生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第6 産業廃棄物の積替・保管施設

産業廃棄物の積替・保管施設に係る維持管理基準は、次のとおりとする。

1 囲い、表示等

- (1) 積替え（保管）は周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替え（保管）の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 囲いはみだりに人が積替・保管施設の敷地内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。
- (3) 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。
- (4) 門扉は1日の作業終了後閉鎖し施錠すること。
- (5) 立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (6) 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。

2 飛散、流出及び悪臭の防止

- (1) 積替え（保管）の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。〔令第6条第1項第1号〕
- (2) 悪臭の発散するおそれがある場合には、速やかに防臭剤の散布その他必要な措置を講じられるよう準備しておくこと。

3 害虫等の発生の防止

積替え（保管）の場所には、ねずみが生息し及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。〔令第6条第1項第1号〕

4 積替・保管の方法

- (1) 積替え（保管）の場所には特別管理廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合はこの限りでない。〔令第6条第1項第1号〕
- (2) 特別管理産業廃棄物である廃油にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油の

揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。〔令第6条第1項第1号〕

(3) PCB汚染物にあつては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。〔令第6条第1項第1号〕

(4) 腐食するおそれのある特別管理廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。〔令第6条第1項第1号〕

(5) 廃棄物の保管は以下に示す基準で産業廃棄物の積替えを行う場合を除き行つてはならないこと。

ア あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。〔令第6条第1項第1号〕

イ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。〔令第6条第1項第1号〕

ウ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。〔令第6条第1項第1号〕

(6) 許可された保管施設以外の場所又は高さ等を超えて保管しないこと。

(7) 積替・保管施設の維持管理状況を3ヶ月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理状況報告書に添付すること。

(8) 長期間の保管は行わないこと。

(9) 積替・保管施設においては、廃棄物の種類の異なる物を混合して取り扱わないこと。

5 施設への搬入、搬出

(1) 他の収集運搬業者の搬入は認めないこと、また、搬出についても自らが行うこと。

(2) 積替・保管施設から他の積替・保管施設への搬出を行つてはならないこと。

(3) 搬出先は中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

6 雨水等の流入防止

(1) 施設内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

(2) 隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

7 使用道路

(1) 使用道路(廃棄物運搬車両の走行する道路)が通学路として使用されている場合は、交通整理員を配置する等安全の確保を図ること。

(2) 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ安全の確保を図ること。

(3) 使用道路は常に清掃を行い清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行

うこと。

8 火災発生の防止

- (1) 可燃性廃棄物の積替・保管に当たっては、火災の発生を防止するとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
- (2) 積替・保管施設内での火気の使用を厳禁すること。
- (3) 消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検、整備を行うこと。

9 事故の防止

常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

10 騒音、振動及び粉じん防止

運搬車両又は積替・保管作業に用いる重機等により周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずること。

11 排水対策

産業廃棄物に係る保有水及びこれに接触した雨水等の汚水の放流がないよう必要な措置を講ずること。

12 周辺地域への配慮

- (1) 積替・保管場の維持管理に当たっては周辺住民との調和が図れるよう、積替・保管場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該積替・保管場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。
- (2) 周辺の美化、清掃に心がけるとともに、保管施設の清掃をすること。

13 許可条件の遵守

許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

14 記録及び保存

- (1) 積替・保管施設の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出に係る車両の確認、廃棄物の種類の確認については、これを記録し5年間保存すること。

第7 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 平成7年6月1日の時点で、現に設置されている従前の規定による小規模自己処分場については、この基準を適用しないものとする。
- 3 この基準の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設にあっては従前の規定によるものとする。
ただし、焼却施設については、規則で定める経過措置を適用するものとする。

(令和7年8月15日一部改正関係附則)

- 1 この基準は、令和7年8月15日から施行する。

表－１ 地下水の水質検査項目及び測定方法

	項 目	測 定 方 法
1	水素イオン濃度指数	JIS-K0102-1 12
2	生物化学的酸素要求量	JIS-K0102-1 18
3	化学的酸素要求量	JIS-K0102-1 17
4	塩化物イオン	JIS-K0101 32
5	電気伝導度	JIS-K0101 12
6	カドミウム	JIS-K0102-3 14
7	全シアン	JIS-K0102-2 9.3、9.3.2、9.3.3、9.4、9.5
8	鉛	JIS-K0102-3 13
9	六価クロム	JIS-K0102-3 24.3
10	砒素	JIS-K0102-3 20.3、20.4、20.5
11	総水銀	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 2
12	アルキル水銀	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 3
13	P C B	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 4
14	ジクロロメタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
15	四塩化炭素	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
16	クロロエチレン	環境省告示第 10 号 (H9) 付表
17	1, 2-ジクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
18	1, 1-ジクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
19	1, 2-ジクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
22	トリクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
23	テトラクロロエチレン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
24	1, 3-ジクロロプロペン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.1
25	チウラム	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 5
26	シマジン	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 6
27	チオベンカルブ	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 6
28	ベンゼン	JIS-K0125 5.1、5.2、5.3.2
29	セレン	JIS-K0102-3 26.2、26.3、26.4
30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS-K0102-2 14、15.3、15.4、15.6、15.8
31	ふっ素	JIS-K0102-2 5.2.2、5.2.3、5.3、5.5
32	ほう素	JIS-K0102-3 5.2、5.5、5.6
33	1, 4-ジオキサン	環境省告示第 59 号 (S46) 付表 8

表－２ 廃棄物の分析項目

試験方法	有害物質含有量試験等					溶出試験 ※ 1					
廃棄物の種類 分析項目	汚泥・処分したものの	ばいじん・燃えがらの	廃油	廃酸・廃アルカリ	廃PCB又はPCB汚染物	汚泥・処分したものの	燃えがらの	ばいじん	鉱さい	廃PCB又はPCB汚染物	総理府令で定める基準 「金属等を含む産業廃棄物に係る判断基準を定める省令（昭和48年2月17日）総理府令第5号」
pH	○			○							
含水率	○										
熱しゃく減量 ※2	○	○									
アルキル水銀化合物 ※3			○	○		○	○	○	○		検出されないこと
水銀又はその化合物			○	○		○	○	○	○		0.005mg 以下／検液 10
カドミウム又はその化合物			○	○		○	○	○	○		0.09mg 以下／検液 10
鉛又はその化合物			○	○		○	○	○	○		0.3mg 以下／検液 10
有機燐化合物			○	○		○					1mg 以下／検液 10
六価クロム化合物			○	○		○	○	○	○		1.5mg 以下／検液 10
ひ素又はその化合物			○	○		○	○	○	○		0.3mg 以下／検液 10
シアン化合物			○	○		○					1mg 以下／検液 10
PCB			○	○	○	○	○	○		○	0.003mg 以下／検液 10
トリクロロエチレン			○	○		○					0.1mg 以下／検液 10
テトラクロロエチレン			○	○		○					0.1mg 以下／検液 10
ジクロロメタン			○	○		○					0.2mg 以下／検液 10
四塩化炭素			○	○		○					0.02mg 以下／検液 10
1,4-ジオキサン						○	○	○			0.5mg 以下／検液 10
1,2-ジクロロエタン			○	○		○					0.04mg 以下／検液 10
1,1-ジクロロエチレン			○	○		○					1mg 以下／検液 10
シス-1,2-ジクロロエチレン			○	○		○					0.4mg 以下／検液 10
1,1,1-トリクロロエタン			○	○		○					3mg 以下／検液 10
1,1,2-トリクロロエタン			○	○		○					0.06mg 以下／検液 10
1,3-ジクロロプロペン			○	○		○					0.02mg 以下／検液 10
チウラム				○		○					0.06mg 以下／検液 10
ジマジン				○		○					0.03mg 以下／検液 10

チオベンカルブ				○		○					0.2mg 以下／検液 1ℓ
ベンゼン			○	○		○					0.1mg 以下／検液 1ℓ
セレン又はその化合物				○		○	○	○	○		0.3mg 以下／検液 1ℓ
ダイオキシン類 ※4	○	○	○								

※ 含有量試験は、環境庁水質保全局、底質調査方法による。

※ 含有量試験で不検出であった項目については、溶出試験を行わなくてもよい。

※ 1 溶出試験は、環境庁告示第 13 号による。

※ 2 ばいじんは除く。燃えがらについて熱しゃく減量が 10%以下であること。

※ 3 水銀又はその化合物が不検出であったものについては、アルキル水銀化合物の分析試験を行わなくてもよい。

※ 4 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

判断基準については試料 1g につき 3ng（または試料 1ℓにつき 100pg 以下）

表－３ 放流水の水質検査項目

項 目			排水基準
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ
	2	シアン化合物	不検出
	3	有機燐化合物	不検出
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ
	5	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ
	6	砒素及びその化合物	0.05mg/ℓ
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ
	8	アルキル水銀化合物	不検出
	9	PCB	不検出
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
	12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
	13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ
	14	1， 2－ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
	15	1， 1－ジクロロエチレン	1mg/ℓ
	16	シス－1， 2－ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
	17	1， 1， 1－トリクロロエタン	3mg/ℓ
	18	1， 1， 2－トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
	19	1， 3－ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
	20	チウラム	0.06mg/ℓ
	21	シマジン	0.03mg/ℓ
	22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
	23	ベンゼン	0.1mg/ℓ
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
	25	ほう素及びその化合物	海域 230mg/ℓ 海域以外 10mg/ℓ
	26	ふっ素及びその化合物	海域 15mg/ℓ (10mg/ℓ ※1) 海域以外 8mg/ℓ
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ
	28	1， 4－ジオキサン	0.5mg/ℓ

項 目			排水基準
有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 ※2	20mg/ℓ (10mg/ℓ) ※4
	3	化学的酸素要求量 ※3	20mg/ℓ (10mg/ℓ) ※4
	4	浮遊物質	40mg/ℓ (20mg/ℓ) ※4
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	3mg/ℓ (2mg/ℓ) ※4
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	5mg/ℓ (3mg/ℓ) ※4
	7	フェノール類含有量	0.5mg/ℓ
	8	銅含有量	1mg/ℓ
	9	亜鉛含有量	1mg/ℓ
	10	溶解性鉄含有量	5mg/ℓ (1mg/ℓ) ※4
	11	溶解性マンガン含有量	5mg/ℓ (1mg/ℓ) ※4
	12	クロム含有量	0.5mg/ℓ
	13	大腸菌数	800 コロニー形成単位/mL
	14	窒素含有量※5	120mg/ℓ 《日間平均 60mg/ℓ》 ※6
	15	リン含有量 ※5	16mg/ℓ 《日間平均 8mg/ℓ》 ※6

分析方法については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）」によること。

※1 () 内値は、排水量 30m³/日以上。

※2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※4 () 内値は、排水量 500m³/日以上。

※5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※6 《 》内値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。

環 境 調 査 指 針

昭和 6 3 年 4 月 1 日制定

平成 7 年 5 月 1 日改正

第 1 趣旨

この指針は、「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第 4 条第 2 項に定める環境調査報告書の作成に係る環境調査等の実施に関し、基本的な事項を定めたものである。

本指針の適用に際しては、施設の種類、規模及び設置等に係る諸条件等に応じ適切な応用を図るものとする。

第 2 用語の定義

この指針における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

第 3 環境調査

計画地及びその周辺の地形、土地利用等の状況について、必要な範囲を調査し、廃棄物処理施設に係る計画に当たりの基礎資料を得る。

1 調査方法

原則として既存の資料によることとし、必要に応じ現地踏査等を実施する。

2 調査項目

（1）地形

計画地及びその周辺について、くぼ地、平坦地、沢状地等の地形の現況を調査する。

（2）地質

地形図等により、計画地及びその周辺について表層から 5 0 m までの地質の分布状況を調査する。

（3）災害

計画地及びその周辺について、地滑り、土砂崩れ等過去の災害の履歴等を調査する。

（4）気象

計画地域の風向、風速及び降雨等の状況を調査する。

（5）植物、動物

計画地及びその周辺について、動植物の主な種類、貴重種の生息状況及び漁業、養殖等の有無、規模等を調査する。

（6）地表水

ア 公共水域

計画地及びその周辺について、河川、水路、湖沼等の名称、位置、規模及び計画地からの距離等を調査する。

イ 雨水、湧水

計画地に係る雨水の流入、流出の状況及び計画地周辺の湧水の有無、規模等を調査する。

(7) 公有財産

計画地及びその周辺について、国（県・市）有財産、住民の共有する土地、水路等の有無及び現況を調査する。

(8) 土地利用状況

ア 都市計画

計画地及びその周辺について、都市計画法に基づく区域、地域地区、公共施設の予定地等の状況を調査する。

イ 土地利用

計画地及びその周辺について、農地、優良農地、山林、宅地等の状況を調査する。

ウ 使用道路

使用予定の公道（県道、市道）の1日当りの交通量、交通安全施設の状況及び通学路の交通安全施設の状況を調査する。

エ 住宅等

計画地周辺について、住宅等の分布状況及び常住人口等を調査する。

オ 既存建物

計画地周辺について、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る敷地の位置及び計画地からの距離等を調査する。

カ 宅地の開発予定地

計画地周辺について、宅地開発が予定されている区域の位置、規模及び計画地からの距離等を調査する。

(9) 水の利用状況（ただし、最終処分場以外の施設で、雨水以外放流しない場合は調査を要しない。）

ア 地下水の利用状況

（ア）計画地周辺における飲料用自家井戸、共同井戸、農業用井戸、工業用井戸、その他の用に供する井戸の位置、分布等の状況を調査する。

（イ）計画地周辺における上水道、簡易水道、専用水道、小規模専用水道等の水源の位置、種類、規模、給水範囲及び計画地からの距離等を調査する。

イ 地表水の利用状況

（ア）河川（1級、2級又は準用河川）又は海域までの放流経路及び当該経路の利水（飲料水、農業用、工業用等）状況等を調査する。

（イ）放流先の1級、2級河川又は準用河川の下流域における上水道、簡易水道、専用水道、小規模専用水道等の水源の位置、及び計画地からの距離等を調査する。

（ウ）水道管の敷設状況

計画地周辺について、上水道の敷設状況を調査する。

(10) 指定文化財及び遺跡

計画地内について指定文化財、埋蔵文化財等の有無を調査する。

(11) 関係法令の規制状況

自然環境保全、緑地保全、農地保全、林地保全、災害防止、海岸保全、文化財保護等の関係法令の規制区域と計画地との関係を調査する。

第4 最終処分場における環境調査

第3の環境調査に加えて、計画地及びその周辺の地下水位、土質、地質等の状況を調査し、環境保全上安全な最終処分場を計画、設計するための基礎資料を得る。また、既存資料がある場合は活用する。

1 調査方法

(1) 地下水

ア 計画地及びその周辺について、地下水位の状況及び地下水の流向を把握するのに必要な資料を得る。

イ 計画地周辺にある既設の井戸及び地質調査結果等から、第1帯水層の位置及びその地下水の流向を推定する。

(2) 水質

放流水がある場合には、放流口付近における公共水域の水質を把握するのに必要な資料を得る。

(3) 地形、地質、土質等

ア 調査項目は、以下に示す事項とする。

(ア) 計画地及びその周辺の地形

(イ) 地層の性状及び傾斜

(ウ) 土質の物理的性質及び力学的性質

(エ) 帯水層及び不透水層の位置、規模、透水性等

イ 調査範囲は、支持力、すべり、沈下などが影響する範囲について行う。

ウ 現地調査における調査、試験方法は、土木学会「土質調査法」又は「土質試験法」に定められた方法による。

2 計画の検討

環境調査結果をもとに構造等の基本設計及び埋立計画を「廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」に適合するよう検討する。

3 環境影響の検討

公共水域及び地下水に与える影響について検討する。

千葉市環境局資源循環部
産業廃棄物指導課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所新庁舎高層棟7階

電話043-245-5683

FAX043-245-5477

Email : sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp